

議案第 21 号

日出町奨学金支給条例の廃止について

日出町奨学金支給条例を廃止する条例を次のように定める。

令和 8 年 2 月 18 日 提 出

日出町長 安 部 徹 也

日出町奨学金支給条例を廃止する条例

日出町奨学金支給条例（平成 29 年日出町条例第 3 号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（日出町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正）

2 日出町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成 27 年日出町条例第 30 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中 8 の項を削り、9 の項を 8 の項とし、10 の項を 9 の項とする。

別表第 3 中 3 の項を削り、4 の項を 3 の項とし、5 の項を 4 の項とする。

理 由

日出町入学祝金支給事業の実施に伴い、日出町奨学金を廃止したいので提出する。